

委員会提出議案第2号

国民健康保険都道府県単位化に係る意見書の提出について

上記の議案を、亀山市議会会議規則第13条第2項の規定により、別紙のとおり提出します。

平成29年6月23日提出

提出者

議会運営委員会委員長 中崎孝彦

亀山市議会議長 中村嘉孝様

別紙

国民健康保険都道府県単位化に係る意見書

国民健康保険都道府県単位化に係る意見書

2018年4月から国民健康保険制度が大きく変わり、三重県が新たな保険者となり、各市町も引き続き保険者となります。そして、財政を三重県が所管し、各市町は保険料（税）の賦課・徴収を引き続き行います。

現在、この国民健康保険都道府県単位化に向けて、県と市町の担当者の中で検討が行われており、3月には保険料（税）の仮算定が行われましたが、県平均で6.6%、亀山市では25%という大幅な保険料（税）の値上げが求められるような試算となっています。

今後、県と市町で検討し、最終的な制度が整えられると思いますが、保険料（税）がどうなるのかは、被保険者にとって暮らしを左右する大変重要な問題です。

各市町には、低所得者の保険料（税）を軽減するなど、地域の実情に応じて制度を定めてきた歴史があります。国民健康保険事業の方針決定に当たっては、被保険者へも丁寧な説明を行っていく必要があります。

よって、三重県におかれては、下記の事項を実現されますよう強く要望いたします。

記

1. 2018年度以降、保険料（税）を上げることのないよう、一般会計からの法定外繰入や保険料（税）の決定など、市における独自の権限は侵害しないこと。
2. 準備が整わないままの拙速な都道府県単位化は行わないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成29年6月23日

三重県亀山市議会議長 中 村 嘉 孝

三重県知事 鈴 木 英 敬 様